

## 第一報告

# キャメロン政権の観光政策の分析と課題

The Analysis and Prospect of the Tourism Policy by the Cameron Administration in U.K.

新井 俊一

ARAI, Koichi

## はじめに

英国において2010年5月6日に実施された総選挙で保守党は第1党となった。しかし、単独では過半数を占めることができなかつたので、第3党となった自由民主党と連立政権を組むこととなった。そして、5月11日に保守党党首のキャメロン氏がエリザベス女王に任命されて首相に就任し、新政権が発足した。

同年8月にキャメロン首相は、ロンドン・ハイドパークにあるサーペンタイン画廊で演説を行い、英国経済における観光産業の重要性を強調した。そして、今後の英国経済の発展のために強力な観光政策を推進することとし、そのための具体的な観光戦略を策定するために政府機関全体を巻き込んだ作業を推進することを明らかにした。

英国において、政府が積極的に観光振興に乗り出した例としては、保守党・サッチャー政権時代の1985年の“娯楽・観光そして仕事—観光産業ビジネス”が策定され、観光振興に積極的に取り組んでいくことを鮮明にした例や2009年に開催された“National Tourism Summit”に労働党政権のブラウン首相が出席して観光振興の推進に関する演説をした例などがあるが、キャメロン政権のように首相自ら観光振興の旗振り役を務めた事例は初めてのことであると思われる。

キャメロン首相の要請を受けたDCMS（文化・メディア・スポーツ省）を中心とする100日間に

わたる政府部内の作業を踏まえた報告書が“Government Tourism Policy”として、2011年3月に刊行された。

この報告書の概要は別途詳細に紹介するが、報告書を取りまとめるに当たっては、保守党が野党時代から中心理念として打ち出している“大きな社会（Build the Big Society）<sup>(注1)</sup>”の考え方が色濃く反映されていることが感じられる。

なお、本報告書に掲げられた新たな政策は英国がGreat Britain of United Kingdom and Northern Irelandであることから、原則としてEnglandにのみ適用され、Scotland, Wales及びNorthern Irelandに関しては、Englandに倣って同様の政策が施行されることが望ましいとされるにとどまっている。

## I 概要の紹介

“Government Tourism Policy”の原文は全51ページであり、以下に掲げる目次にあるように全7章及び報告書を取りまとめる際の基礎となった英国の旅行者経済の構造と特質に関する資料を取り纏めた付表Aから構成されている。

### (1) 目次

1. 序言及びはしがき
2. 要約
  - 2.1 英国における観光の重要性
  - 2.2 目標

- 2.3 2012年の活動目標—400万人の新たな旅行者の誘致
- 2.4 国内旅行の振興
- 2.5 生産性の向上
- 3. 観光の重要性について
  - 3.1 現在：観光の現時点における重要性
    - 3.1.1 経済面における規模の大きさ
    - 3.1.2 地域の均衡ある発展
    - 3.1.3 雇用機会の創出
    - 3.1.4 地域の再生
    - 3.1.5 地域住民に対して誇りをもたらす
  - 3.2 未来：成長の見込み
  - 3.3 観光の経済成長における潜在的な可能性
    - 3.3.1 2012年ロンドンオリンピック及びパラリンピックによる持続可能な成果の創出
    - 3.3.2 国内休暇旅行における消費の増大
    - 3.3.3 観光産業部門の生産性及び実績の向上— VisitEngland の改革—
  - 3.4 経済成長の主要な推進役としての観光
    - 3.4.1 競争と投資
    - 3.4.2 観光産業に対する繁文縟礼の弊害
    - 3.4.3 ウェブを活用した正確で最新の観光情報の提供
- 4. 変革の促進：より強力で集約された観光組織を
  - 4.1 VisitBritain：英国の全世界に対する観光宣伝の推進
    - 4.1.1 新たなパートナーシップによる取り組み
    - 4.1.2 VisitBritain の役割の見直し
  - 4.2 新たな民間主導の地方の観光組織（DMOs）の形成
    - 4.2.1 地域における意思決定のあり方
    - 4.2.2 観光宣伝及び管理運営に関して観光組織（DMOs）に委ねられる責務
    - 4.2.3 地方の観光組織（DMOs）の管理運営権
- 4.2.4 地方の観光組織（DMOs）の財政面における持続可能性の確保
- 4.3 VisitEngland：地方の観光組織（DMOs）がその潜在能力を十分に発揮しうるための支援組織としての役割
- 5. 観光産業の水準の向上：消費者の力の活用
  - 5.1 格付けシステムの改革
    - 5.1.1 従来の格付けシステムにおける問題点
    - 5.1.2 可能な改善策
  - 5.2 より強力な消費者からのフィードバック：ウェブサイトは利用者を王様にする
  - 5.3 旅行者に対する消費者保護策の進展
  - 5.4 よりよい観光情報の提供
  - 5.5 より多くの消費者に対する選択肢及び新たな均衡のとれた経済：海外の旅行目的地及びロンドンに匹敵しうる英国における新たな選択肢の創出
- 6. 生産性の向上の推進：観光産業をより競争的なものにする
  - 6.1 旅行者経済における従業員の技量及び管理運営能力
  - 6.2 観光製品の改善の推進：観光産業が悪天候においても活気を失わないようにする
  - 6.3 国内パッケージ旅行の調査検討
  - 6.4 5月初めのバンクホリデー（休日）の移動
  - 6.5 計画承認手続きの改善
  - 6.6 より効率的な法規制—繁文縟礼の削減
  - 6.7 税の減免
- 7. より便利な旅行環境の整備：英国の交通インフラの改善
  - 7.1 入国ビザ
  - 7.2 空港における入国の際にかかる時間の短縮
    - 7.2.1 チェックイン時間の最小化
    - 7.2.2 入国審査手続きの改善

7.2.3 入国審査手続き改善の際の透明性の確保

7.3 優先順位を付けた道路網及び鉄道網の改良及び修復の実施

7.4 出国税

付表A (誰が何処に?—英国の旅行者経済を理解するために)

A1 国内観光一日帰り旅行

A2 国内観光一宿泊旅行

A3 海外旅行

A4 訪英観光旅行

A5 訪英業務旅行

A6 英国は魅力ある観光目的地であるのか?

(2) 報告書の要約

第1章 序言及びはしがきは、(キャメロン首相による序言)、(オズボーン大蔵大臣による序言)及び(はしがき)からなっている。

(キャメロン首相による序言)においては、

- ・2010年8月にハイドパークにあるサーペンタイン画廊で観光に関する所信表明を行い、観光産業の英国経済における重要性を指摘し、政府機関全体を巻き込んだ新たな観光戦略の策定を観光・遺産(Heritage)担当副大臣のジョン・ペンローズ氏に要請したこと
- ・これを踏まえてDCMSから観光に関する官民両面にわたるあらゆる要素を網羅した観光戦略を盛り込んだ報告書が2011年3月に提案された。本報告書は観光を繁榮させていく上で、観光産業及びその中核を担う事業者や組織を主役にする最も効果的な方法で、政府とのパートナーシップのもとに売り込んでいくことを念頭に置き、いかにして観光組織を近代化していくかを順序立てて説明していこうとするものであること

- ・今後数年間にわたり、英国はエリザベス女王即位60周年記念式典、ロンドンオリンピック等の世界中の人々が熱狂する大きなイベントの舞台となり、世界の目は英国に注がれ、英国を売り込む絶好の機会となること
- ・英国を海外に売り込んでいくための1億ポンドを超える海外観光宣伝ための基金を官民折半で創設し、来英外客を新たに400万人産み出し、20億ポンドの新たな消費をもたらし、5万人分の職を創出しようとする事
- ・観光に関する新規の施策を導入し、成長の阻害要因を除去し、観光産業の発展を支援することが明確にされている。

(オズボーン大蔵大臣の序言)においては、

- ・観光産業には、20万の事業者がいて、GDPに対して直接的に520億ポンドの寄与をなし、全就業者の4.4%を占め、136万人分の雇用機会を提供していること
- ・家具付き休暇用貸家に対する免税措置が労働党政権時代に廃止されたのを元通りにすることが指摘されている。

(はしがき)においては、キャメロン首相の序言をフォローするとともに

- ・本報告書は、国内観光産業に関わる施策及びスコットランド、ウェールズ及び北アイルランドの地方政府による観光宣伝施策には触れていないが、権限を委譲された政府機関と緊密な連携を取って英国全体として整合性のある観光政策が推進されるようにすることが期待されていること
- ・本報告書の策定に当たっては、キャメロン政権

発足後の100日間において政府部内における業  
務量は前例のないものであり、英国の首相が観  
光産業にこのような優先順位を与えた先例がな  
いことであること

に言及している。

**第2章 要約**は、①英国における観光の重要性、  
②観光振興における具体的な数値目標、③2012年  
の活動目標、④国内観光の振興及び⑤観光産業の  
生産性の向上 からなっている。

①英国における観光の重要性においては、

- ・観光産業は英国における6つの規模の大きな産  
業の1つであり、3番目に大きな外貨の稼ぎ手  
であること
- ・観光は毎年ほぼ900億ポンドの直接的な消費額  
を計上していること
- ・観光は衰退傾向にあるコミュニティを再生する  
上で費用効率の高い手法となっていること
- ・観光産業は英国のあらゆる地域において訪れる  
に値する魅力的な訪問先を産み出し、その周辺  
に住むあらゆる人々の生活の質の向上にも資す  
ること

を指摘している。

②観光振興における具体的な数値目標に関して  
は、観光の生産性、競争力及び収益性を現時点よ  
り一層高めることにより英国の観光産業を成長さ  
せる余地は十分にあり、特に英国の国内旅行産業  
は、他のヨーロッパ諸国に比較して日帰り旅行が  
著しく少ないことから、十分な成長の可能性を秘  
めていることを指摘している。また、今後数年間  
は、ロンドンオリンピックの開催等英国の観光産  
業がその振興を図る上で空前絶後の一連のチャン

スをもたらされるので、以下の具体的な数値目標  
を達成するように努めていくこととしている。

- ・官民折半により設立された1億ポンドの観光宣  
伝基金による活動により、今後4年間に来英外  
客を400万人余分に誘致し、20億ポンド以上の  
消費をもたらし、5万人分の新たな雇用を創出  
する
- ・英国居住者で英国内において休日を過ごす者を  
海外旅行者に匹敵する数にまで増やす
- ・英国の観光産業の生産性を世界中で5指に数え  
られる水準まで改善向上させる

③2012年の活動目標としては、400万人の新た  
な来英外客の誘致が最大の課題であることを明確  
にしている。

このため

- ・観光産業は中小企業が大半を占めている（全体  
の80%）ことから、各自が役割と費用を分担し  
て誘致キャンペーンを実施していく際に、参加  
していない会社によるただ乗りが生じがちであ  
り、共同キャンペーンが挫折して売込みに失敗  
する可能性が高いものとなっている。このため、  
観光産業は共同キャンペーンの推進を公的部門  
に頼らざるを得ず、実施のための費用の多くを  
公的資金に依存してきている。このような事態  
を改善するため、民間主導の観光事業者と政府  
のパートナーシップを形成することにより、観  
光宣伝の市場対応の失敗を解消する。長期間に  
わたる官民のパートナーシップによる観光宣伝  
活動を通じて必要な資金を確保し、観光部門の  
税金への依存を減少させ、観光目的地の売込み  
及び運営における持続可能な手法を創出する
- ・英国内でロンドンに匹敵するような新たな観光  
目的地を開発する

こととしている。

④国内観光の振興については、

- ・国内観光産業部門が繁栄することができる良好な環境を整備する
- ・英国人が休暇を海外で過ごすことを好むことから、英国の旅行収支は大きな赤字をかかえている。英国の国内経済成長に観光が寄与しうる余地があり、政府は国内観光産業部門が繁栄することができる良好な環境を整備する
- ・5月初めのバンクホリデー（休日）を移動させて、夏の観光シーズンを長期化して、観光産業が成長することを容易にする可能性を検討する
- ・高速道路における茶色の観光案内標識を観光訪問地にとって役立つものとすると同時に道路利用者にとっても分かりやすいものとする

こととしている。

⑤観光産業の生産性の向上については、英国の観光産業が次第に高額商品化し、コストのかかる特定顧客を対象としつつあり、国際観光市場において伸長著しい大衆市場や中流階層市場から見て手の届かない料金体系となるのを改めて、常に変化し続けている市場動向に対応しうるようにする必要がある。

このため、

- ・観光産業及び消費者の手にホテルの格付け制度に対する責任を委ねる（現に利用者がウェブサイトを通じての情報を活用することは、観光産業のサービス水準を高めさせる上で大きな可能性を秘めている）。
- ・観光産業の専門技能を教える様々な実習教育コースを強化することにより、観光産業従事者の技能や経営能力の計善を支援する

- ・観光情報を伝統的なブローチャーやウェブサイトによって提供することに加えて、iphone や android apps を通じて提供されるようにする
- ・繁文縟礼を打破するために、観光産業の発展を阻害する観光部門に特有の規則、規制、監査及び文書様式を洗い出し、それらの大部分を削除、緩和または廃止する
- ・ビザの生体認証センターを増やし、稀少言語によるオンライン処理及びビザ発行手続きの手引きを導入する
- ・E-Passport 用ゲート<sup>(注2)</sup>の増大、Smart Zone<sup>(注3)</sup>、trusted traveller 制度<sup>(注4)</sup>の導入などにより入国審査手続きを改善する

こととしている。

第3章 観光の重要性については、①観光の現時点における重要性、②観光の将来における成長の見込み、③観光の経済成長における潜在的な可能性及び④経済成長の主要な推進役としての観光からなっている。

①観光の現時点における重要性に関しては、

- ・英国において観光は化学工業、金融サービス業に次ぐ第3位の規模の輸出産業であり、規模としては製造業や小売業より小さいが建設業を上回る第5位か第6位の産業である。そして、毎年英国経済において直接的には900億ポンドを売り上げ、間接的な売り上げを加算するとGDPに1,150億ポンドの寄与をしている
- ・英国経済が伝統的に金融業、建設業に過度に依存しており、地域的にはロンドンを含む南東地域に過度に依存している現状を観光産業が改善して再構築していくための絶好の機会となっている
- ・観光は労働集約型の産業であるので、その発展

は英国経済における観光部門の雇用の割合を現在以上に高めることにつながる。観光は2020年までに直接的に150万人の人々を雇用し、間接的な部門を含めれば290万人を雇用することが期待されている。観光産業部物は広い範囲にわたりバランスのとれた雇用と職業経験を提供し、あらゆる技能レベルの雇用をあらゆる地域において産み出す

- ・観光は衰退傾向にある地域を再生する上で、現存する観光資源を再活性化するために比較的少ない新規の投資ですませることができる。また、観光は他の開発手法に比べて、着想から実現するに至るまでの期間が短くて済む
- ・英国の偉大な文化遺産等や観光資源を観光の用に供することは、来訪する旅行者に喜びをもたらすだけでなく、そこに住む人々の日常生活を豊かなものとする。訪れるに良いところは多くの場合生活するのに素晴らしいところである。そしてそれが世界中の人々が訪れてみたいところとなるのであれば、住んでいる人々に何らかの誇りをもたらすことになる。

ことが指摘されている。

②観光の将来における成長の見込みにおいては、観光は多くの可能性を秘めており、観光開発は速やかな経済成長を推進する迅速かつ効率的な方策の一つであり、現在英国の国際収支を改善するために重要な役割を担うものであることが強調されている。

③観光の経済成長における潜在的な可能性においては

- ・2012年ロンドンオリンピックは、英国を世界に紹介し、衛星放送を見ている多くの人々をすぐにも英国に行きたいと思わせるようにする唯

一無二のチャンスである

- ・オリンピック開催期間中に選手や観客だけを受け入れるのではなく、英国中の観光アトラクション（豊かな文化遺産、活気に満ちた文化活動、美しい田園風景等）に対してオリンピックを目的としている来訪者以外の旅行者（国内旅行者を含めた）の目を向けさせるように適宜適切に対応しなければならない
- ・パラリンピックに関しては国内や海外のハンディキャップを持った旅行者に対する便宜を図ることに努めなければならない。大きなスポーツイベントの開催に関しては、熱烈なスポーツファンではない国内旅行者や外国人旅行者は、イベントは1都市で数週間だけ開催されるに過ぎなくても開催国を訪れることを避けようとする可能性が強く、オリンピック開催に関係のない旅行者経済分野がとばっちりをくって損失を被るような落とし穴が存在する
- ・今後10年間に英国が主催するオリンピックを含む重要な国際的な数多くの文化行事やスポーツイベントが予定されており、英国は旅行者経済を継続的かつ持続的に向上させるチャンスを有している

ことが指摘されている。

また、英国人が海外で休暇を過ごすことを好むことから、英国の旅行収支は赤字傾向を続けており、今後ともより多くの英国人が自国で休暇を過ごすよう辛抱強く説得していき、国内旅行の振興に努め、新たな消費や雇用を産み出すようにしていく必要があるとしている。

加えて、英国の観光産業の国際比較では2008年は世界で第6位であったのが、2009年には第11位となっている<sup>(注5)</sup>ように、他の国の観光産業と競争しうる水準のものとはなっていない。英国の観光産業が来英外客に対して期待に応え得る施設やサービスを提供しえないのであれば、魅力ある観

光目的地としての英国の地位を維持することは困難となる。同時に、国際的に比較して非生産的な産業であるという評価は、英国が国際観光市場において高級で金遣いがよい顧客を対象とするニッチなセグメントを相手にするようになりつつあることを意味しており、BRICs 諸国において新たに頭角を現してきている中産階級の旅行者への対応が適切になしえないこととなる恐れがある。このような事態に対応するため、英国としては VisitEngland を旅行者経済の生産性を向上させる責任を負う民間主導型の組織とするための見直しを行って改革することとし、将来の国際観光市場において、費用対効果の高い、魅力のある観光目的地として生き残りを図り、世界中でトップ5の地位に留まるようにするという方針が示されている。

④**経済成長の主要な推進役としての観光**においては、英国政府は経済成長を適確に推進することに懸命になっており、観光産業が他の多くの産業と同様に為替変動のように政府の関与しうる範囲を越えるマクロ経済要因の影響を被るものでもあっても、政府としてその成長を妨げる要因を取り除くことが可能であるとして以下の観光に関する諸課題が提示されている。

- ・観光産業は他の産業に比べて不相応なくらい多い中小企業によって運営されており、質的な向上や情報の充実のための観光産業の協力関係を妨げることとなり、観光宣伝等において費用負担をせずに良い所取りをする者 (freerider) の跳梁跋扈を招きがちである。また、業界参入の際の固定費が高く、利用料金は高止まりすることとなる。そして、観光産業は観光宣伝活動においてその資金の多くを公的な資金に依存している。ロンドンオリンピックは観光産業の市場対応の失敗に本気で取り組み、英国を国際観光

市場で売り込む絶好の機会である

- ・観光産業にとって事業計画の許可を得る上で現行の諸制度は時間がかかり、複雑で、予測が困難であり、宿泊施設の提供者や観光アトラクション事業者の施設の拡充が容易にはなしえないものとなっている。また、観光産業においては中小企業の比重が高いため、繁文縟礼への対応がかなりの負担となっている
- ・観光関連情報の提供及び旅行者の訪問先における体験の良し悪しが、旅行先の選定や一度訪問した先を再訪するか否かを決定するかについての認識を高めることが必要である。今やウェブは旅行者が良質で経済的に有利な情報に迅速に到達することを可能にしている。そして、ウェブは観光産業にとって、旅行者に対する宣伝広告を行うための適切な情報を提供するための新たな機会を産み出すことともなっている。消費者にとってホテルの格付け制度がもたらす情報が十分なものとは言い難いものがあるが、多くのウェブサイトは旅行者が自からの判断に基づいて意思決定をなしうる貴重で適確な情報を提供するものとなっている

**第4章 変革の促進：より強力で集約された観光組織**を、① VisitBritain：英国の全世界に対する観光宣伝の推進、②新たな民間主導の地方の観光組織 (DMOs) の形成及び③ VisitEngland：地方の観光組織 (DMOs) がその潜在能力を十分に発揮しうるための支援組織としての役割からなっている。

観光産業部門はその観光宣伝活動のほとんどを、驚くほど公的資金に依存して行っている。これは

- ・観光産業は中小企業の占める比率が非常に高い。事業者の数の多いことは全体的な意思決定を行って観光宣伝を実施することを一層困難なものとし、共同宣伝に参加しなかった会社が他の事

業者たちが一緒になって資金を負担した観光宣伝の成果にただ乗りする危険性が高くなる

- ・観光産業は規模の大小、観光アトラクションの内容、地域の政治的な統率力、交通アクセスなどが異なる様々な多くの観光目的地をかかえている。このような多様性は個別の成果があがった共同宣伝事例を安易に他の地域に普及させるわけにはいかない

ためである。

このような共同宣伝の市場対応の失敗を補うための方策として地方政府や国家の介入が行われることとなっている。

英国経済の他のいかなる産業部門においても市場開拓のために国民の税金に負担を求めることは許されない。しかし、根底にある共同宣伝における市場対応の失敗を是正することは簡単ではないし、直ちにはなしえない。

よって、このような構造的な問題を解消し、自らの将来に責任をとりうる強力で、新規の独立性のある観光組織（tourism body、一般的な呼称は Destination Management Organisations、以後「DMOs<sup>(注6)</sup>」という）を産み出したいとしている。

以上のような諸事情を踏まえて英国の観光振興のための関係組織の設立並びにその管理運営及び資金手当ての改善策などに関する諸提案が提案されている。

① VisitBritain：英国の全世界に対する観光宣伝の推進においては、VisitBritainの活動に対して、以下の施策を講じることとしている。

- ・英国を海外に売り込んでいくための新たな基金を政府が5,000万ポンドを拠出し、英国航空、Lastminute.com、Raddison Edwardian等の民

間部門の提携事業者が5,000万ポンドを拠出して設立する

- ・ VisitBritainは、海外に対する観光宣伝キャンペーンに関する調査、企画、実施に専念させ、その他の業務のほとんどは VisitEnglandに移管し、または不必要な業務として廃止する。VisitBritainは政府に対する助言を行う立場を維持しつつ、その一般業務費を削減し、市場開拓予算を大幅に拡充する。この場合、VisitBritainはFCO<sup>(注7)</sup>、UKTI<sup>(注8)</sup>、British Council<sup>(注9)</sup>と密接な関係を保ちつつ活動する。また、VisitBritainは、観光宣伝キャンペーンについて調査し、企画し、推進するための高度の専門的な知識・経験を蓄積することに努めなければならない。

②新たな民間主導の地方の観光組織（DMOs）の形成においては、英国の様々な観光目的地を効果的に振興するための強力で自立したDMOsを必要とする。DMOsは観光産業とのパートナーシップによって運営され、そのパートナーシップを通じて多くの資金提供を受ける観光振興に的を絞った効率的なものとする。

DMOsの所管する区域は以下のようなものとなる。

- ・ 政府、RDAs（地域開発局）、地方自治体、地方事業者連合（Local Enterprise Partnership、LEPs<sup>(注10)</sup>）等によるのではなく、地方の旅行者経済関係事業者及び観光アトラクション関係者によって明確にされた区域を所管する。地方の観光事業者はその希望するDMOsに加入したり、脱退することができ、複数以上のDMOsに加入することも可能とする
- ・ DMOsは、必要があれば、より広い範囲にわたる地域で連合することが認められる。多くの場合、連合することは観光宣伝を共にするだけ

ではなく、より経費がかからず効率的に業務を行うために事務処理その他の機能を取りまとめて行うことも可能となる

- ・DMOsによってカバーされない (orphan) 区域に関しては、VisitEnglandがDMOsの役割を担う
- ・テーマ別<sup>(注11)</sup>のDMOsも認める

DMOsに付与される役割は以下のようになる。

- ・単に観光宣伝を行うだけではなく、観光目的地の管理運営を行う
- ・DMOsは観光目的地における旅行者の声を踏まえて行動し、地方の旅行者経済を担う事業者の声を取り入れていかなければならない
- ・DMOsは地方自治体及び地方事業者連合(LEPs)との間で観光目的地の整備において強力なパートナーシップを築かなければならない
- ・DMOsはその観光目的地がいかにあって欲しいかについて地域のコミュニティとの強い共通認識を持たなければならない

とされている。

DMOsの管理運営権に関しては

- ・DMOsは公共部門並びに地方の観光関連事業者及びアトラクション事業者が提携したものでなければならず、その形態は、相互会社、基金、株式会社、慈善基金、生活協同組合等の、公式に認められ、高い評価を与えられている法的形態を利用して設立された組織からなる会員制の連合体となる。いかなる法的形態をとろうとも、その管理運営権は、地方の民営及び第三セクターであるDMOsに対する雇用、解雇及び管理運営に関する絶対的な権限を付与されていなければならない
- ・DMOsは地方の観光事業者がそこに加入する

以外の選択肢を持つことができないという独占的な権限を有するものであってはならない

とされている。

DMOsの財政面における持続可能性の確保に関しては、以下のような施策を講じている。

- ・DMOsは、観光産業事業者と組んだ市場開拓と資金提供のための持続可能で商業ベースのパートナーシップを通じて必要な資金を確保する。新たな取決めがなされ、効果的な観光宣伝の評価と成果が明確になってくるとしても、かなりの程度公的資金に頼る必要がある。しかし、時が経つにつれてより持続可能性があり、独立性のある一連の制度が形成されることが期待される
- ・DMOsは、地方自治体またはLEPsによる大規模なプロジェクトもしくは地域再生基金(regional fund)に対する提案(bid)においてはパートナーとして活動することができる。政府はこのような提案を支援するために14億ポンドの地域成長基金(Regional Growth Fund, RGF<sup>(注12)</sup>)の設置を行うこととしている。そして、RGFは新地域成長戦略(new Regional Growth Strategy<sup>(注13)</sup>)を促進するための提案に対する財源となりうるものである
- ・政府は、地方議会がその地域における経済成長を新たに生み出す必要な財政資金を地方自治体に提供することにより、地方議会が観光振興に乗り出すようにする計画を決定しているので、地方自治体からのDMOsに対する投資は円滑になしうようになる
- ・地方自治体またはLEPsの資金提供は、個々の地域における旅行者経済の重要性及び影響力をきちんと配慮したものとするので、DMOsに対して適切なやり方で提供しうる民間部門の拠出と折半した十分な資金を保有しうようす

る

③ VisitEngland：地方の観光組織（DMOs）がその潜在能力を十分に発揮しうるための支援組織としての役割は、いかに多くの DMOs が出現し、DMOs やそれらの連合体がカバーする区域が存在するようになってもスコットランド観光局、ウェールズ観光局及び北アイルランド観光局に伍してイングランド観光を開発して売り込むための政府機関が必要であり、VisitEngland をイングランド観光振興のための小規模で非常に効率的な民間産業がリードする政府機関として再編成することにした。

新しい VisitEngland の役割は以下のようなものとなる。

- ・観光産業の統計数値や活動実績の収集および刊行、地方政府や国の機関に対する観光産業の動向や観光産業の抱えている問題の説明
- ・交通の便の改善により観光事業者が旅行者を連れて行きやすくなる地域及び身体障害者に対して適切な情報を提供することにより20億ポンドの価値のある市場への道を切り開くことが可能になるような特定の地域の観光振興、持続可能な観光の振興、既に73億ポンドの価値のある市場となっている田園観光等において最善の成果を得るための旗振り役となる
- ・VisitEngland は DMOs が地方自治体及びLEPs との間で民間事業者主導のパートナーシップ及び管理運営の取決めを結んだのと同様の取決めを DMOs と結ぶ
- ・政府は VisitEngland の board（理事会）が DMOs との強い結びつきを有する民間産業主導の意向を反映する構成となるようにしているので、いずれは board の過半は DMOs が占めるようになる
- ・VisitEngland は観光事業者のために「最後に

残されたリゾート」における DMOs としての役割を果たす

- ・VisitEngland は DMOs に対して地方の観光事業者との連携のもとに観光宣伝のための必要な助言を行う
- ・VisitEngland は国民生産のデータベースの管理者としての役割を果たす

第5章 観光産業の水準の向上：消費者の力の活用は、①格付けシステムの改革、②より強力な消費者からのフィードバック：ウェブサイトは利用者を王様にする、③旅行者に対する消費者保護策の進展、④よりよい観光情報の提供及び⑤より多くの消費者に対する選択肢及び新たな均衡のとれた経済：海外の旅行目的地及びロンドンに匹敵しうる英国における新たな選択肢の創出 からなっている。

政府としては中央集権的なお役所仕事による格付け制度を通じて観光産業全体の質の向上や支払ったお金に見合うようにサービス水準を高めようとするよりは、消費者の評価や影響力を強めることにより、旅行者が必要とする時に、ホテル、観光アトラクション及び交通体系に関して容易にわかるようにしたフォーマットにより明確で正確な情報を提供し、旅行者が十分に吟味された情報に基づく選択をなしうるようにしたいと考えている。

①格付けシステムの改革においては、伝統的に、観光客が観光目的地において、どこに宿泊するかを決めようとするときは、料金、ホテルのブランド、ツアーオペレーターによる暗黙の品質保証、利用可能な宿泊施設の様々な異なる格付けシステムなどに頼って行うこととなるが、このやり方には以下のような欠点があることを指摘している。

- ・いかなる格付け制度も全世界に通用するものはないし、利用者が休暇用のホテルが彼等が望む

ようなものであるか否かを知るチャンスは皆無に近いし、それを知ったときは手遅れになってしまうことになる

- ・ 公的なもの、私的なもの、第3セクターによるもの等多種多様な格付け制度が存在するが、これらを比較検討することは利用者にとって困難である。また、利用可能な施設を探そうとしている身体障害者（disabled）がそのような施設に辿りつくことは著しく困難である
- ・ 殆どの格付け制度は利用者の望むものの総合的な意向を反映したものとなっているが、個人の嗜好をいかなる程度においても反映することはできないものとなっている
- ・ 格付けがなされるホテル、レストラン、キャンプ場などの事業者の中には格付けされることを無理やり特定の仕組みの中に引き込まれと感じたり、自らの事業にとって好ましいことなのか否か戸惑う者もいる。このような問題は、地方や国の機関が多く異なる制度を単一で総合的な基準を都合のよい理屈付けをして正当化しようとするところから生じてきている

多くの政府は様々な異なる競合する格付け制度を整理して権威のあるものにしようとして以下の3つの論拠をあげている。

- ・ 消費者はいかなるものを購入しているか事前に内容がよく分かった上で選択ができるような正確な情報を得ることができない
- ・ 重複する格付け制度の存在は、あまりにも無秩序で、乱雑で、いい加減なものであり、観光産業が使いやすく、受け入れやすいものとしては言い難い
- ・ 観光業者に格付け制度に加入することを強制し、低レベルの事業者を一掃し、排除することにより、観光産業の水準を高め、支払ったお金に見合うサービスの向上につながる

上述の3つの論拠のうち、第一のもの以外は民間事業者の自由な事業活動を公的に規制することにつながるもので認めがたいものである。

②より強力な消費者からのフィードバック：ウェブサイトは利用者を王様にするは、ウェブサイトを

- ・ 格付け制度は種々の問題を引き起こすのみならず、制度そのものがもはや時代遅れのものとなってきており、他方、ウェブサイト上には既に体験した利用者からの最新の利用しやすさに関するフィードバックが提供されるようになってきている。このことは現在ある格付け制度によらずにウェブサイトによって肝腎の目的を達成できるようになっていることを意味している
- ・ 観光産業においても、ウェブサイトが旧態依然たる格付け制度の機能にとってかわり、これまでの格付け制度の機能の欠点を是正していくことを期待している
- ・ ウェブサイトによるフィードバック及び格付けは、供給者サイドや格付け機関が好ましいと考えるのではなく利用者が真に望むものの完全で最新の一覧を示すものとなる
- ・ ウェブサイトは政府の後ろ盾を受けているいかなる格付け制度がなしうるよりも迅速に観光業界の水準を向上させ、ダメな事業者を排除することとなる
- ・ 観光産業における身体障害者に対する施設の利用のための情報提供及びエコツーリズム（green）促進のための情報提供に関しても、ウェブサイト上における正確で最新の情報の提供が期待される

と高く評価しているが、ウェブサイトは、悪意を持った利用者からの不当かまたは不正確な投稿を防がなければならないし、競争相手のホテルやレ

ストランから利用者を遠ざけようと試みる悪辣な事業者による投稿にも気をつけなければならないとしている。

また、最新のテクノロジーが不得手な観光客にとってウェブサイトは何の役にも立たないが、これらの人々は観光市場においては少数派となりつつあるものの未だに大きな割合を占めていることを指摘している。

③旅行者に対する消費者保護策の進展においては、旅行者保護の仕組みとして

- ・パッケージ旅行者からパッケージ旅行商品を購入している英国の休暇旅行者はパッケージ旅行法によって保護されている
- ・パッケージ旅行が航空機を利用するものである場合には、旅行事業者は民間航空局（CAA）によって所掌されている航空旅行事業者免許（Air Travel Organiser's Licensing：ATOL）を保持しなければならない。本制度は旅行事業者が破産した時に旅行者は旅行代金を取り戻せることを保証している
- ・旅行代金をクレジットカードで支払った（100ポンドを超える場合）観光客はカード会社により保証されるが、デビットカードでそのような保証を行う事業者は一握りに過ぎない。
- ・旅行保険は通常の場合健康及び所持品に関して補償するが、政策条項（時には追加条項）によっては航空会社やホテル等のサービス提供者の破産に関しても補償するものもある
- ・航空機による旅行者は飛行の遅延やキャンセルを保証する EU の法令により保護されている（ex2010年4月にアイスランドの火山の噴火による火山灰により航空機の離陸が禁止されたとき）

があることを紹介している。

英国政府は、2011年2月3日に ATOL 制度において消費者に対していかなる種類の休暇旅行が保証されるかに関する以下の決定事項を発表した。

その概要は以下のとおりである。

- ・ ATOL 制度を航空機利用を含む休暇旅行（現行法制では実質的にパッケージ旅行商品と似通っていても適用が除外されている）全てに適用するようにする
- ・ 旅行事業者が利用者に対して明確で偽りのない説明を行い、彼等が十分に理解した上での意思決定を行い、消費者がどの程度保護されているかについて誤解を招くことがないようにする
- ・ 旅行者に対して提供されている標準化された情報を盛り込んだ多種多様な書類を ATOL によって保護されていることを明確にする書類に替える

また、欧州委員会（European Commission）は1990年パッケージ旅行指針（Package Travel Directive：PTD）の見直しを行っており、英国としてはより多くの根本的な消費者保護策が PTD の見直しのなかで考慮されるように働きかけていくこととしている。

④よりよい観光情報の提供に関しては、旅行者は英国において地方の交通ネットワークに関する情報及び最終目的地における観光アトラクションや観光施設に関する情報を必要とするので、以下の事項に配慮した情報を提供することとする。

- ・ 情報は来英外客や国内旅行者の多くが入手可能となるよう多言語で提供され、身体障害者が旅行方法や宿泊施設を正しく比較検討することができるものでなければならない
- ・ 旅行者が正しい情報をもとにその意思決定ができるように、情報は適切な時期に分かりやすい

フォーマットで入手できるものでなければならぬ

デジタル時代において情報を提供する場合には、急速に普及してきている多様な方法があることを考慮して、旅行者情報の提供を以下のように改善していくものとする

- ・高速道路に現在設置されている茶色の観光案内表示の規格を練り直すものとする。この場合、高速道路局は、DCMS 及び他の関係する利害関係者と協力して、運転者の必要とするところに十分に配慮すると同時に観光事業に対する支援となる方策の具体化に努める
- ・新たに脚光を浴びようになった地方の観光組織（DMOs）が地方の観光産業等の同意と支援のもとに TIC の運営責任を引き継ぐことを推進する
- ・観光目的地は、情報技術提供者及び観光産業と協力し、地方における旅行者用 iPhone 及び Android apps サービスを開始し、維持するための改良された旅行者受入体制及び情報システムを提供することを推進する
- ・VisitEngland の観光目的地の管理運営指針及び旅行者用情報提供ソフトウェアがあらゆる地方の観光組織（DMOs）において入手可能であるようにする
- ・（地方の観光アトラクション、鉄道、地下鉄などの）料金水準や切符の入手可能性のデータもウェブサイトや apps を通じて無料で入手することができるようにする
- ・英国の入出国に関わる空港や鉄道駅が来英外客にとって利用しやすく、分かりやすいものとなるよう VisitEngland に強く要請する

⑤より多くの消費者に対する選択肢及び新たな均衡のとれた経済：海外の旅行目的地及びロンドン

に匹敵しうる英国における新たな選択肢の創出に関しては、国際的な観光目的地における英国の順位を押し上げ、英国人旅行者が海外よりも英国内で休暇を過ごそうと考えるようなより魅力的な選択肢を提供しようとするのであれば、ロンドン以外の地域において、ロンドンに匹敵する国際的に魅力的で、‘呼び物になる’ような素晴らしい観光目的地をより多く提供していかなければならない。このためには以下の2つの要素が必要とされる。

- ・ロンドンと張り合って、ロンドンに匹敵するだけの多様で誰しもが注目せずにはいられない体験をすることができる申し分のない高品質の観光アトラクションが一定の訪れやすい範囲内に存在する地域を選定しなければならない。旅行者を惹きつけて、‘飛びきりの観光目的地’や‘呼び物になるブランド’を選定する手続きは、新たに民間産業主導の観光組織である VisitEngland の部内で関係する組織とともに行う作業によって明らかにされることとなる
- ・英国のロンドン以外の地域を訪問することが旅行者にとってより容易に、より便利なものとする。ロンドン及びロンドンを含む南東地域は空港、鉄道、海上交通などの利便が充実しているが、他の地域においても観光客が興味を抱いた観光目的地に辿りつくことができ、滞在できるようにしなければならない。

第6章 生産性の向上の推進：観光産業をより競争的なものにするは、①旅行者経済における従業員の技量及び管理運営能力、②観光産品（product）の改善の推進：観光産業が悪天候においても活気を失わないようにする、③国内パッケージ旅行の調査検討、④5月初めのバンクホリデー（休日）の移動、⑤計画承認手続きの改善、⑥より効率的な法規制—繁文縟礼の削減及び⑦税の

減免 からなっている。

政府としては、英国が将来においても来英外客及び国内旅行者の双方にとって国際的に競争力があり、魅力的な観光目的地としての地位を保つことができるように、観光産業とのパートナーシップのもとに旅行者経済における生産性の向上を推進したいと考えている。

①旅行者経済における従業員の技量及び管理運営能力は、観光事業者はあらゆるチャンスを見逃さずに、継続的に高い成長率を推進するために必要な技量を身につけていく必要がある、政府としては People 1st<sup>(注14)</sup>などの提供する職業訓練制度を観光事業者が積極的に活用することができるようにすることに努めている。観光産業は、英国の産業界で1人当たりの訓練のために最高の支出をするに至り、その額は2,425ポンドに上っている。

②観光製品の改善の推進：観光産業が悪天候においても活気を失わないようにするには、英国は雨天が多く、時に濃霧に覆われるという天候不順の国のイメージが強いが、他の国に比較して実際はずっとましな状況にあることを指摘し、英国において多くの観光目的地及び観光アトラクションを実行可能な範囲で全天候型のものに改良していく必要があるとしている。

現時点においても、多くの観光目的地はいくつかの全天候型の観光アトラクションを備えるに至っており、多くの地方の観光組織(DMOs)は雨天の時に何をなすべきかを旅行者に示唆するための情報を提供している。冬季などの天候がもっとも厳しい時期においても慎重に実施される休暇の際の活動的な Ten Toc challenge<sup>(注15)</sup>のような行事もあり、非常に人気を博している。

新生の民間産業主導型の VisitEngland に対して英国の旅行者経済において不足している面(観

光目的地及び観光アトラクションを全天候型のものに改良することも含む)を調査し、明確にする権限を付与している。また、国際観光市場において成果をあげている競争相手となっている国々に伍していかに対応していくかについて助言を与えることになっている VisitBritain と協力して、VisitEngland が観光事業者や地方の観光組織(DMOs)の管理者に対してその観光産品をいかにして最新かつ高度のものとするかについて適宜支援し、助言する権限を付与することとしている。

③国内パッケージ旅行の調査検討においては、一般的にはパッケージ旅行は旅行者が観光目的地まで航空機を利用しなければならないときに最も便利な仕組みであり、英国の国内観光に関しては文化遺跡観光や徒歩旅行のような部門における小規模な特殊旅行者または Shearings のような2、3の長距離バス旅行会社を別として、パッケージ旅行分野は衰退する傾向にあるようにみえる。しかし、以下のようないくつかの可能性が見込まれる状況があり、政府としてはこのような構造的な変化がもたらす経済的な価値の有無を検討してみることとしている。

- ・国内観光産業において年々普及してきている旅行者が自分で組み立てる企画旅行(self package)のためのウェブサイト(英国内で休暇を過ごすことがフランス、スペイン、ギリシャ等に海外旅行に出かけるよりも容易で、簡単に、取り扱い易いものとなることで多くの旅行者の関心を高めている)を活用することの可能性
- ・鉄道会社及び地方の観光組織(DMOs)が、英国居住者のための観光用の優待乗車券のより一層の普及を図ることの可能性

④5月初めのバンクホリデー(休日)の移動に関しては、英国の観光シーズンは年の初めの頃に

イースター<sup>(注16)</sup>及び5月初めのメーデーという2つの小さなヤマ場を迎えるが、もし5月初めのメーデーの休日を新たな時代を画するようなお祝いをする休日を産み出して移動することができるのであれば、実質的に観光シーズンを拡大することができることの可否を論じている。

このために以下の2つの案が考えられている。

- ・メーデーの休日を1週間早めることは4月23日のセント・ジョージの日<sup>(注17)</sup>と日程を合わせる事となる。そして、英国の観光シーズンはより早くはじまる事となる。また、こうすることにより人々が共通のお祝いと地域の結束を高めるための契機となり、‘大きな社会’を推進することに資するのみならず、人々が海外で休暇を過ごすよりも国内で休日を祝うことに関心をもつことにつながる
- ・新しい英国の休日を産み出すために休日を10月の秋学期（9月から12月）半ばの短い休暇の時期に移動させ、英国の新しい記念日として、‘英国記念日（UK Day）’を設けるか、‘トラファルガーの日（1805年10月21日）’のような軍事的な勝利を記念する日を設ける

しかし、5月のメーデーは社会的に根付いたものなので、これを移動させることによる負の影響は社会的・経済的に深刻なものとなる可能性があり、政府としては休日の移動の是非を2013年以降に広く世に問うことにしている。

⑤計画承認手続きの改善は英国において、観光アトラクションを開発したり、拡張したりするための計画の承認を得る際の、現在の制度は複雑で、時間がかかり、費用がかさみ、予測が難しく、事業投資を困難ならしめ、経済活動の足を引っ張るものとなっていることを踏まえて、政府はその原因となっている国の指針を簡潔なものとするため

にイングランドにおける計画策定制度においてより多くの決定権を地方議会に戻すことを提案するに至っている。

具体的には以下の事項がこの提案に含まれている。

- ・中央主導型の開発戦略（大変評判の悪い Regional Spatial Strategy<sup>(注18)</sup>など）を廃止し、中央指導の開発戦略を彼等を選出した住民に対する説明責任を有する地方議会によって採択された個々の地域における開発及び土地利用に関するものに置き換える
- ・インフラストラクチャー計画委員会の廃止<sup>(注19)</sup>
- ・隣接する施設から全く異議の無い計画立案申請書の承認手続きの迅速化
- ・真に持続可能な開発となる基準を満たしている申請に有利な指針の作成
- ・‘認可された開発’と看做される施設に関する承認の要らない小規模変更の数および種類を拡大し、計画の承認手続きの必要が全くなくなるようにする

DCMS 及び VisitEngland は、地域共同体及びコミュニティ・地方政府省（Department for Communities and Local Government；DCLG）とともに、地方自治体が観光事業を発展させ、反映させるための地域計画を作成するのを支援していくこととしている。

⑥より効率的な法規制—繁文縟礼の削減については、観光産業は中小企業が占める比率が高く、より小規模な事業者は規模の大きい事業者よりも官僚的な規制による負担及び必要な書類を整える手間に対応することに困難さを覚え、過度の規制による影響を被りやすいので、政府は旅行者経済の実態に即した改善のための方策を公表している。

これらは以下のとおりである。

- ・全ての新しい法令の制定に当たっては、‘一つの新規法令の制定は既存の法令の廃止を必要とする (one-in one-out)’ という原則が課される。そして、削除される規制による官僚手続きの負担及び経費が新たに導入される規制よりも大きなものでなければならない
- ・新規立法に際しては、期限付きの見直し規定 (sunset clause) を義務付けることとする。そして、議会が期限がきても存続させる意義があることを認定するか、より長い機関の存続が明文化されているのであれば、新規立法は7年間で廃止される
- ・公社公団の緊急かつ抜本的な見直しを行い、その多くについて可能な限り合併、閉鎖、または縮小を図る
- ・雇用関係において雇用主の負担を軽減するために、従業員が不公平な処遇を受けることがないようにしつつ、雇用主がより柔軟で自らの責任において雇用関係に対応することができるようにするために雇用者法の見直しを直ちに開始する
- ・EUの法規制に関するいかなる新規の提案も、経費負担が適正であり、あらゆる場合においても介入過剰にならず、低コストで行われるよう、ブラッセルにおけるEUの法制定作業に介入する
- ・‘健康と安全に関する法規制に関わる最新の報告書’ に提案された主要な事項を実施する。観光産業に関しては、全ての健康と安全に関する法令を理解しやすい揃いの法規制に整理統合する

政府としては関係省庁の協力を得て、繁文縟礼の多くを削減し、緩和し、廃止するために活動していくものとする。

⑦税の減免に関しては、英国の現在の財政状況

を勘案すれば、いかなる分野においても減免の余地はほとんどないが、旅行者経済において事業者を支援するために入念に的を絞った以下のような改革を行ってきている。

- ・政府はキャメロン政権の最初の予算において、長い間認められてきた家具付きの休暇用貸家に対する税の免除措置を前政権が廃止した政策を取り消して元通り免除することにした
- ・観光産業は労働集約型の産業であることから、収益をあげるのには人件費がかかり、旅行者経済において雇用税は特に強い影響を与えることになる。よって、今後3年間の間、政府はロンドン及び南東地域以外において新規に開業する観光事業者に対して、雇用主の国民保険の分担金をその雇用する従業員の最初の10人目までは免除することとしている
- ・英国は海外からの投資の誘致において他の国々との間で激しい競争を展開している。同時に、多くの既存の企業が銀行や金融市場から融資を受けるのに苦しんでいることを考慮すると、収益を内部留保することが企業の存続や今後の成長に強く影響することにつながることも明らかである。よって、政府は法人税率を24ペンスまで切り下げ、小企業に対しては20ペンスまで切り下げることにしている
- ・より小規模な企業は、しばしば小企業に対する税の軽減措置の対象となりうるにもかかわらず、申請することができずにいる。この申請手続きを自動化できないかについて検討する

旅行者経済におけるVATの優遇低減税率の適用の要求もあるが、新たな税の軽減措置に対する要求は慎重に検討するものとしている。

第7章 より便利な旅行環境の整備：英国の交通インフラの改善は、①入国ビザ、②空港におけ

る入国の際にかかる時間の短縮, ③優先順位を付けた道路網及び鉄道網の改良及び修復の実施及び④出国税 からなっている。

①入国ビザに関しては、英国へのビザ申請手続きが容易ではなく、費用がかかることが問題となっている。シェンゲン協定<sup>(注20)</sup>加盟国への入国ビザは25カ国に対して有効であるのに英国のみに有効なビザ発給手数料がほぼ同じというのは利用者にとって納得がいかないものがある。

しかし、現在の英国のビザ発給手数料はそれにかかる費用をかなり下回っているため、これ以上安くすることは非常に困難である。

英国としては、国家の安全を損なうことなく、以下のようにビザの入手手続きを改善することとする。

- ・可及的速やかにオンラインによるビザ申請体制を整備する
- ・危険性の低い申請者に対する短めで、簡潔な申請書を考案する
- ・可能な限り現地語の案内書を作成する。そして将来的には申請書に関しても同様の対応を取ることを検討する
- ・同盟国<sup>(注21)</sup>と協働のビザセンターを設置する。そしてその数を増やしてビザ取得がより容易により費用がかからずできるようにするために緊密に協力していくこととする

②空港における入国の際にかかる時間の短縮に関しては、適宜以下のような改善策を講じることとしている。

- ・大型の長距離ジェット機の場合に搭乗時間が余計にかかるのは当然のようではあるが、それではすまないため、航空会社や空港管理者は搭乗手続きにかかる時間をオンライン・チェックイ

ンの利用等により短縮することに努めている。チェックインに時間がかかるのは安全面のチェック等空港内の様々な手続きのために必要とされる時間もあり、これらの関係者にもチェックインに要する時間の短縮に協力を求めていく。巨大空港における入国審査のための事務処理はピーク時には低下することになる。特にEU加盟国以外の国から旅行者への対応はひどいものがある。入国管理上の安全対策を維持しつつ、正規の旅行者に対する現在の対応を改善する必要がある、本人確認のための生体認証のチップが付いたパスポートを持っている英国及びEEA<sup>(注22)</sup>の旅行者に対応するために、入国に際して一般的に行われている人手をかける審査にかわるセルフサービス方式のE-Passportゲート<sup>(注23)</sup>の導入、新しいスマートゾーン構想<sup>(注24)</sup>(a new smart zone concept)の導入、英米間を頻繁に往来するリスクが低い旅行者に対する迅速なチェックインシステムの導入(trusted traveler scheme<sup>(注25)</sup>)をアメリカとともに推進していく

キャメロン政権の政権運営における透明性の確保及び一般市民に主導権を与えるという公約に基づき、政府は航空会社、空港管理者、乗客グループ及び規制権者と、空港通過時間に関するデータをいかにして収集して公表し、消費者にとって好ましいと感じられる空港における待ち時間及び航空便の許容できる遅延時間について議論することとしている。入国審査に関しては、実施状況が国家目標に対してどうなっているかは絶えずチェックされており、'英国国境庁(United Kingdom Border Agency: UKBA)'は空港管理者との密接な協力のもとに入国審査手続きを最小限のものに止めるように努めているところである。

③優先順位を付けた道路網及び鉄道網の改良及

び修復の実施に関しては、英国の道路及び鉄道はかなり混雑しており、他の国に比較して渋滞がひどくなる傾向にあることが指摘されている。よって旅行者は地元住民と同様に道路や鉄道のサービスが円滑に機能していることを期待しており、英国の道路網及び鉄道網に対する改善措置は旅行者にとっても役立つものとなっている。

鉄道の整備が観光に及ぼす影響についてより一層理解を深める必要があり、政府としては‘全国利用者調査 (National Passenger Survey)’ その他の入手しうる調査や報告を通じて、鉄道の利用者に関連する基礎情報を最新のものとするためにDMOsなどと協力していくものとする。

これらの基礎情報は以下のように活用されることとなっている。

- ・観光旅行に起因すると思われる結果を最新のものとし、費用対効果の最も高い意思決定がなされるようにする
- ・交通の混乱の衝撃を和らげるために、観光客に対して今後生じ得る混乱を適確に警告することができ、良い効果的な情報伝達を図ることができる範囲や状況を明確にする
- ・観光客用の鉄道切符の将来における新たな売込みの可能性を明らかにする
- ・‘鉄道網及び鉄道営業規制法 (Network Rail and the Office of Rail Regulation)’ は鉄道会社の事業活動において生じた問題点に留意することを認めているので、鉄道事業者ともに問題点のより一層の把握に努める

DMOs が地方の鉄道事業者とパートナーシップを築くことは必要不可欠であり、政府レベルにおいては、DCMS は‘運輸施設整備事業団 (Office of the Rail Regulator)’ による交通関係のインフラストラクチャーの投資、整備のための優先順位 (高速鉄道計画, Cross Rail, Thameslink

等) の決定及び見直しに対して観光分野の関心事項が適切に反映されるようにしていくこととしている。

④出国税に関しては、近年航空産業はその輸送コストが燃料油料金及び出国税の高騰により上昇してきており、観光産業はこのような経済上及び法制上の圧力に対応していく必要が生じてきていることに対する問題提起がなされてきている。

大蔵大臣は、2010年6月の予算案に関して航空税制の改正を検討しており、主要な改正に関しては関係者との協議が必要であることに言及している。

付表A (誰が何処に?—英国の旅行者経済を理解するために—) の概要は以下のとおりである。

- ・国内観光は観光部門の消費額の59%を占めており、他方、来英外客は14%を消費し、英国人海外旅行者は27%を消費している
- ・英国は世界中で旅行目的地としては常にトップ6またはトップ7のうちにランクされ、英国経済が国際的に開かれたものであることから、業務旅行者は国内旅行及び来英外客の両部門において重要かつ高消費型の構成要素になっている
- ・英国は国際的なコンベンション市場において比較的立ち遅れている
- ・英国人は余暇旅行において、これまではパッケージ旅行を好んできたが、最近では自分で企画し、お仕着せではない旅行を行うようになってきており、自分で組み立てる旅行を好むようになってきている
- ・英国における国内旅行市場におけるパッケージ旅行はきわめて小さな比重を占めるに過ぎないものとなっている
- ・英国人はこれまでよりも頻繁に短期間の休暇を取るようになってきている

・英国人は海外で休暇を過ごすことを他のヨーロッパの国の人々に比べて好んでおり、英国内で短期の休暇を過ごすことが比較的少ない傾向にある

## II 報告書の特徴及び多少の問題点

今回、“Government Tourism Policy”を読んでみてまず感じさせられたのは、ずいぶん思い切った観光政策の改革であるということである。これに関して、制度面、組織面及び財源面に関する施策について分析してみることにした。加えて、報告書を翻訳してみて気の付いた若干の問題点についても触れることとした。

### (1) 制度面

まず、キャメロン首相自らが先頭に立って英国経済における観光の重要性を強調しつつ、就任後直ちに政府部内において本報告書を作成することを要請し、英国の海外観光宣伝のための官民折半による1億ポンドの基金の設立(4.1参照)に関しても民間事業者サイドへの働きかけを行う等積極的にイニシアティブを取っている。また、ロンドンオリンピック等の一連の国際的なイベントが英国で開催されるのを観光振興のために積極的に活用することを鮮明にして、その成果に関して具体的な数値目標(決して小さな数値ではない)を打ち出し(2.2, 3.3.2, 4.3等参照)て、官民共同(partnership)してその実現を目指そうとしている。

観光産業及び消費者の手にホテル等の格付け制度に関する責任を委ねるなど、観光振興を民間事業者や地域社会(community)の力を中核にしていこうという‘大きな社会’の考え方を色濃く反映した政策を打ち出している。

格付け制度の改革でも言及したように、観光振

興においても観光関連情報の提供においてICTの全面的な導入及び活用を図ろうとしている(第5章参照)。ただし、ウェブサイトは悪意を持った利用者からの不当かまたは不正確な投稿を防がなければならないし、競争相手のホテルやレストランから利用者を遠ざけようと試みる悪辣な事業者による投稿にも気をつけなければならないとICTの活用における負の面への対策の必要性を指摘し、加えて、最新のテクノロジーが不得手な観光客にとってウェブサイトは何の役にも立たないが、これらの人々は観光市場においては少数派となりつつあるものの未だに大きな割合を占めていることへの配慮も促している(5.2参照)。

特に観光振興施策の円滑な推進を妨げるものとして繁文縟礼の大幅な削減及び合理化に政府として全力をあげて取り組むことを明確にしている(2.5, 3.4.2, 6.5, 6.6参照)。

### (2) 組織面

観光組織の近代化を促進するために以下の改革が行われている。

海外観光宣伝活動に加えて、Englandにおける外客受け入れ対策及び国内観光振興政策を実施してきたVisitBritainに関しては、今後は海外観光宣伝活動に専念させることとし、海外宣伝活動に関係しない事業はVisitEnglandに移管するか、廃止することとした(4.2.1参照)。

English Tourist Boardは、2003年4月1日から独立した組織としての活動を行わず、同時に設立されたVisitBritainがEnglandにおける観光振興政策を実施することになっていた。しかし、2008年度に‘British Tourism Framework Review’において、EnglandにおいてもScotland及びWalesと同様の政府機関としての観光局が必要であるという指摘があり、2009年4月から新たにVisitEnglandが正式に発足した。法的にはBritish Tourism Authorityの傘下で海外観光宣伝

業務が VisitBritain の名において行われ、England における国内観光振興関係業務は VisitEngland の名において行われ、予算面は British Tourism Authority に対する補助金が給付されて、British Tourist Authority の予算執行という形で処理されるという、いささか分かりにくい運用となっている<sup>(注26)</sup>。新生 VisitEngland は、第4章の4.3にその権限、役割等が詳細に紹介されているが、民間主導型の組織として活動することが期待されている(5.4, 6.2, 6.5などにおいても VisitEngland の役割についての記述あり)。

地方における観光振興においては、民間事業者やコミュニティ主導の観光組織(local Tourism Body, 業界用語で Destination Management Organisations ; DMOs と呼ばれる<sup>(注27)</sup>)の設置の積極的な推進及び DMOs に地方の観光振興の中核的な役割を委ね、VisitEngland に DMOs の支援助と助言の役割を担わせている(4.2, 4.3, 6.2など参照)。

### (3) 財源面

財源面に関しては、国家財政の窮迫を踏まえて、これまでともすれば観光振興施策の実施に関して公的資金に頼り過ぎていたのを改めて、可能な限り民間資金の導入及び活用を図ろうとしている。

政府主導の官民折半の1億ポンドの観光宣伝促進のための基金の設立は前述したところ(4.1.1参照)であるが、地方の観光振興促進のために必要とされる資金のうち地方議会が負担する必要がある資金支出のための政府からの補助(4.2.4参照)、DMOs の活動のために必要とされる資金をパートナーシップによる民間資金の導入(4.4参照)、VisitEngland へのパートナーシップによる民間資金の導入(4.3参照)等の措置が講じられている。また、地方における観光関連を含む大規模なプロジェクトを支援するための14億ポンドの地域成長基金(Regional Growth Fund ; RGF)

も設置されている(4.1.2)。

### (4) 報告書における誤植、記述の整合性、内容掌握の困難、記述の重複等

本報告書は、キャメロン首相の要請で短期間にとりまとめられたこともあってか、かなり読みにくい面があるのは否み難いものがある。

まず、目次の2.3の‘2012年の活動目標—200万人の新たな旅行者の誘致’とあるのは400万人の誤りである。

第1章の(オズボーン大蔵大臣の序言)の中で、‘観光産業は英国の GDP に直接的に520億ポンドの寄与をなし’と言っているのと、3.1.1 経済面における規模の大きさ で‘観光産業は……経済において毎年900億ポンドを売り上げ、これに間接的な売り上げを加算すると1,150億ポンドの寄与をなしている’と言っているとの整合性がとれていないように思える。

3.3.2 国内休暇旅行における消費の増大 で、詳細に具体的な計算結果の数値を示してその効果を示しているが、計算根拠等はフォローしきれなかった。

6.4 5月初めのバンクホリデーの移動 は、日本における祝日の移動により3連休を創出しようとした政策と同様のものであるように思えるが、英国の休日の歴史的、社会的な背景がよく分からないので、隔靴搔痒の感が否めなかった。

7.3 優先順位を付けた道路網及び鉄道網の改良及び修復の実施 は、論じられている内容の背景が分からないので、十分に理解できないままに終わっている。

最後に、本報告書が短期間で作成されたことからきているのではないかとと思われるが、内容の重複が多く、一読しただけでは論じられている内容が掌握できず、手戻りが多い翻訳作業になった感が強い。第2章 要約 と他の章とのダブリはやむを得ないとしても、2.4 国内旅行の振興、

3.3.2 国内休暇旅行における消費の増大及び6.3 国内パッケージ旅行の調査検討 の記述の重複、  
3.4.2 観光産業に対する繁文縟礼の弊害、6.5 計画承認手続きの改善及び6.6 より効率的な法規制—繁文縟礼の削減 の記述の重複などは、もう少し整理して記述する必要があるのではないかと思われる。

### Ⅲ キャメロン政権発足後の観光政策の実施状況及び評価

“Government Tourism Policy” の発表されたのが2011年2月であり、本報告書に基づく具体的な施策が本格的に実施されるに至ったのは2011年度（英国の会計年度は2011年4月から2012年3月まで）になってからである。

“Government Tourism Policy” に基づく諸施策は2012年のエリザベス女王の即位60周年記念式典（ダイヤモンドジュビリー）やロンドンオリンピックの開催される2012年度が中心となっているので、2012年度の実績に関する報告書を待たないで英国の観光施策の変化の全体像を把握することはできないと思われる。

よって、“Government Tourism Policy” に基づく諸施策の変化を現時点で把握するにはやや早すぎるきらいもあるが、VisitBritain & VisitEngland の決算報告書である① “British Tourist Authority Trading as VisitBritain & VisitEngland Annual Report and Accounts for the year ended 31 March 2010”, ② “British Tourist Authority Trading as VisitBritain & VisitEngland Annual Report and Accounts for the year ended 31 March 2011” 及び③ “British Tourist Authority Trading as VisitBritain & VisitEngland Annual Report and Accounts for the year ended 31 March 2012” の3つに基づいて、主として British Tourist Authority が trading as ‘VisitBritain’ としての活動に

おける変化を分析することとした。新生 VisitEngland の活動に関しては現時点で把握できる必要最小限のものについて触れることにした。

‘British Tourist Authority Trading as VisitBritain & VisitEngland Annual Report and Accounts’ は前年度の決算報告書であるが、VisitBritain 及び VisitEngland の観光政策の動向について詳しい記述がなされている。①の Annual Report and Accounts はキャメロン政権発足の労働党政権時代の観光政策について、②の Annual Report and Accounts は年度初めの5月にキャメロン政権が発足した後の観光政策の変更等について、③の Annual Report and Accounts はキャメロン政権が自前の予算で実施した2012年に開催されるロンドンオリンピックを目前にした観光政策についての記述がなされており、“Government Tourism Policy” による観光政策の実施状況に関して、これら3つの決算報告書を踏まえて紹介することとした。

#### (1) British Tourist Authority Trading as VisitBritain & VisitEngland Annual Report and Accounts for the year ended 31 March 2010

この報告書を読んで最初に目につくのが、British Tourism Framework Review<sup>(注28)</sup>からの提案に基づき、England の観光宣伝は VisitBritain とは別の、Scottish Tourist Board や Welsh Tourist Board と同様の組織によってなされるべきであるとされたことにより、2009年度（英国の会計年度は日本と同様に4月1日から翌年3月30日まで）から VisitEngland が発足したことである（p.1, p.15）。

2003年4月1日から VisitBritain が設立されことに伴い English Tourist Board は政府補助金の交付対象から外されていたのが VisitEngland として甦ったものであるが、政府からの補助金は

VisitEngland に直接は交付されず、British Tourist Authority が VisitEngland として活動するのに必要な資金と British Tourist Authority が VisitBritain として活動するのに必要な資金と併せて DCMS から交付されるという分かりにくい仕組みとなっている。

これに伴い、2008年度までは決算報告書の表題が 'British Tourist Authority Trading as VisitBritain Annual Report and Accounts' となっていたのが、'British Tourist Authority Trading as VisitBritain & VisitEngland Annual Report and Accounts' と変えられている。

報告書においては、VisitBritain 及び VisitEngland に対する政府補助金は2007年度ベースで2008年度から2010年度の3年間に20%削減されること (p.1, p.7)、2010年1月に VisitBritain が "British Marketing & 2012 Games Global Strategy 2010-2013" を発表したこと (p.11)、VisitBritain は35の海外事務所を保持すること (p.12)、2010年3月に VisitBritain が British Council との業務協力協定を締結したこと (p.12)、VisitBritain がブラジルとの相互交流の増大に関する協定を締結したこと (p.13)、VisitEngland が 'A Strategic Framework for English Tourism 2010-2020'<sup>(注29)</sup> を2010年3月の BOBI<sup>(注30)</sup> において発表したこと (p.15) などの諸事項が記述されている中で

- ・ The repeal of the furnished holiday letting relief (家具付き休暇用貸家に対する減税措置の廃止) に対して VisitBritain がこれを取りやめるべく働きかけて、担当当局からこの政策を取りやめることを2010年の総選挙前に認めさせた (p.13)
- ・ DCMS と協力して、民間事業者に働きかけて官民折半の観光振興基金の設立に努めている<sup>(注31)</sup> (p.15)

ことが注目される。

"Government Tourism Policy" においては上記2つの記載事項はキャメロン政権の誇るべき成果として誇示されているが、実際はキャメロン政権の発足前からの VisitBritain 等の地道な努力の成果であることが明らかである。

なお、Employee costs (p.53) において、2009年度末の被雇用者数が375名であったのが、2010年度末は319名になっている (p.53)。

## (2) British Tourist Authority Trading as VisitBritain & VisitEngland Annual Report and Accounts for the year ended 31 March 2011

この報告書を読むと、2010年5月に発足したキャメロン政権の観光政策に基づく大きな改革が実施されつつあることが随所に記述されている。

具体的には

- ・ DCMS の CSR (Comprehensive Spending Review) により VisitBritain に対する政府補助金は、2010年度の£40.323m であるのを、2011年度は£35.892m、2012年度は£33.092m、2013年度は£30.892m、2014年度は£28.708に削減する<sup>(注32)</sup> (p.8)
- ・ VisitBritain の予算規模を2014年度までに34%削減する<sup>(注32)</sup> (p.14, p.18)
- ・ VisitBritain の海外事務所を35ヶ所から21ヶ所に削減する (p.14)
- ・ VisitBritain の海外事務所の職員を70名解雇する (p.8, p.14, p.58)
- ・ Britain and London Visiter Center<sup>(注33)</sup> を2011年12月までに閉鎖する (p.14)
- ・ VisitBritain の管理関係経費を合理化して2014年度までに約50%削減する<sup>(注34)</sup> (p.20)
- ・ VisitBritain は業務旅行者の誘致には積極的に関与せず、VisitEngland がその業務を推進

する (p.14, p.17, p.18)

ことなどがあげられる。

また、VisitBritain は、これまで個々ばらばらになされていた観光宣伝キャンペーンを classic (伝統的な), dynamic (躍動する), luxury (高級な) というブランドイメージで ‘GREAT Britain-You’re Invited’ というキャッチフレーズを用いて展開 (p.11) しようとしており、官民折半の1億ポンドの観光振興基金からの資金をもとにロンドンオリンピック等のイベントを契機にした観光宣伝キャンペーン (2011年度から2015年度にかけて) を推進しようとしている (p.6, p.18, p.19)。

加えて、新生の VisitEngland は、地方の観光振興を既存の DMOs や新たに設立されつつある DMOs と連携により展開しようとしている (p.18)。

### (3) British Tourist Authority Trading as VisitBritain & VisitEngland Annual Report and Accounts for the year ended 31 March 2012

この報告書を読むと、“Government Tourism Policy” の目指す3つの主要目的である

- ・英国への来訪外客誘致のための野心的な観光宣伝キャンペーンへの資金の投入
- ・英国在住者の英国国内における休日旅行者の比率の増大<sup>(注35)</sup>
- ・英国の観光産業部門の生産性を向上させ、世界において最も効率的で競争力のある旅行者産業として世界観光市場におけるトップ5の一角を占めるものとする

を目指して VisitBritain 及び VisitEngland が2012年の事業活動を行ってきたことが記述されている

(p.1)。

VisitBritain は、2011年4月から官民折半で設立された1億ポンドの観光振興基金からの資金をもとに ‘GREAT Britain-You’re Invited’ キャンペーン (2011年度から2015年度) を開始している (p.6)。

英国政府主導の ‘GREAT’ キャンペーンは、ダイヤモンド・ジュビリーの祝賀行事やロンドン・オリンピック開催等で英国が世界中から注目を集める2012年を中核にして、英国の持つ様々な可能性 (English, Culture, Knowledge, Creativity, Entrepreneurs) をブランドイメージとして全世界に紹介し、英国の観光やビジネスのチャンスを最大化することを目的として2011年の秋から開始<sup>(注36)</sup>されており、VisitBritain には1,000万ポンドが配付されている (p.6, p.10)。前述の ‘GREAT Britain-You’re Invited’ キャンペーンも ‘GREAT’ キャンペーンと目的とするところは軌を一にするものである (p.6)。

BTA を通じて VisitBritain に対して供与される政府補助金は、官民折半の1億ポンドの資金供与 (2011年度から2015年度までの間において支給) に加えて、2011年度は£36.592m (内、£10m は ‘GREAT’ キャンペーンに関わる経費で、£0.192m は capital spend に充当) である (p.6, p.18, p.19)。

これに加えて、BTA を通じて VisitEngland に供与される政府補助金は£11.179m (内、£1m は ‘GREAT’ キャンペーンに関わる経費) となっている (p.19)。

よって、BTA としては2011年度に全部で£47.771m の政府補助金を受けている。

また、VisitBritain はその管理費を2011年度の対前年比35%まで削減している。

なお、DCMS 担当大臣がオリンピック担当とされている。

#### (今後の進捗状況の把握)

2011年度及び2012年度の報告書にも“Government Tourism Policy”に基づき政府によって直ちに着手された諸施策の紹介がなされており、今回はこれらの限られた資料をもとに窺い知ることができた英国の観光政策の変化についてまとめてみた。

2012年度においては“Government Tourism Policy”に掲げられている諸施策がより一層推進されることが予想され、‘British Tourist Authority Trading as VisitBritain & VisitEngland Annual Report and Accounts’の2012年度版が公開されれば(多分2013年夏頃)、諸施策の最新の進捗状況を把握することができると思われる。

#### (今後の“Government Tourism Policy”の評価手法)

“Government Tourism Policy”に基づき実施される観光施策の成果を評価するためには、少なくとも3年から5年くらいの期間にわたる諸施策の実施状況を踏まえた上でなされる必要があると思われる。

そのためには、2011年以降の英国の観光統計(国内及び海外に関わる旅行者統計、旅行収支など)、英国内における観光振興による経済効果、ロンドンオリンピックの成果報告書などによる定量的な数値を踏まえての評価がまず行われる必要がある。

加えて、この観光政策が、北アイルランド、スコットランド、ウェールズ等にも普及したのか否か、休日の移動の是非の論議が何処まで進んだのか、観光振興推進のためのVisitBritainの組織、予算、定員等の大幅な削減がいかなる影響をもたらしたのか、地方の観光振興推進のためのDMOs(LEPsの含めて)の設置状況、新生VisitEnglandの活動状況、ICT活用状況とその効果など革新的な新規施策がどのように展開され

たかの分析と評価がなされる必要があると思われる。

#### IV キャメロン政権の観光政策の革新性と継続性

キャメロン政権の観光施策を一読すると、‘大きな社会’の理念(民間、コミュニティレベルの中心の施策の推進)からくる従来からの政策を否定して新たな観光策を展開しようという意図が強く感じられる。

地方の観光振興をDMOsを設立することにより推進し、その推進資金を官民のパートナーシップにより確保しようとする、VisitBritainの機能を海外観光宣伝に専念させることとし、政府補助金の大幅な削減、海外事務所の削減、職員の削減、BLVCの廃止などの実施したこと、新生VisitEnglandを民間主導型の組織として発足させたこと、RDAsの廃止とLEPsの発足、宿泊施設等の格付け制度をウェブ上の評価による利用者の視点や民間事業者の自主的対応に委ねることとしようとしていること、休日の移動により旅行期間を拡大しようとしていること、ロンドンに匹敵する新たな観光地の創出など枚挙に暇がないくらいの新規の施策が打ち出されようとしている。

しかし、個別の施策に当たって見ると、家具付き休暇貸家に対する免税措置の廃止措置の撤廃は既に労働党政権時代に方向付けが決まっており、1億ポンドの官民折半の観光宣伝基金の設立も従来からの民間とのパートナーシップによる観光振興の推進という面からの検討が進んでいたものである。また、DMOsの設置も以前から存在していた組織を全国的に拡大しようとするものであり、VisitEnglandの復活も労働党政権時代からの施策の延長線上にあるものであり、ICTの観光宣伝における積極的な活用、観光産業の生産性の向上なども従来から行われてきたものであり、キャ

メロン政権になって突如出現したものではないことが分かる。

このように多くの施策の継続性や整合性が保たれているのは、VisitBritainが観光振興の専門機関としての知識や経験の蓄積と職員の専門性を高める努力をしてきたことが基盤にあることからきているものと思われる。

## V 今後の課題

既述したように、“Government Tourism Policy”の基づく諸施策は現在実施されつつある状況下であり、全貌が必ずしも明らかになっていない段階で課題を指摘するのは時期尚早かもしれないが、これまで調べてきて気になる点はいくつかあるので、課題として提起したい。

- ①英国政府の財政状況が厳しい折りから、観光振興において政府補助金を大幅に削減し、観光宣伝のための経費を民間事業者とのパートナーシップにより負担させることは理解できるが、2012年のロンドンオリンピック終了後もこの仕組みが機能し続けることができるのであろうか？ 特に地方レベルの観光振興を推進することが期待されているDMOsに関しては、相手となる民間事業者の80%が中小企業（零細企業も含む）である実態からは、先行きが懸念される。アメリカの多くの州政府レベルの財源<sup>(注37)</sup>が宿泊税、カジノ税等の特定財源をもとに展開されている事例に倣うことも将来的には検討されるのであろうか？
- ② VisitBritain（正確にはBritish Tourist Authority）が英国の観光政策推進のための専門機関としての役割を果たしてきているが、今回のような厳しい組織、定員、予算の削減を被ったのちもこれまでのような専門性を保ち続けることができるのであろうか？

- ③ ICTの活用の推進は当然のことであろうが、海外事務所の大幅な削減及び事務所職員の解雇は、“British Tourist Authority Trading as VisitBritain & VisitEngland Annual Report and Accounts for the year ended 31 March 2010”（p.11, p.12）において35の海外事務所ネットワークの維持・活用が唱えられていたのは、face to faceによる現地対応による生きた情報の収集や人的ネットワークの形成ということを重視していたためであると思われるが、海外事務所が21事務所にまで縮小された上でのICTの活用のみでは観光宣伝活動に齟齬を来さないものであろうか？
- ④ BLVCの廃止はロンドンオリンピック開催前になされているが、この機能は誰がいかなる形で維持したのであろうか？
- ⑤ “Government Tourism Policy”の諸施策は、Scotland, Wales, Northern IrelandなどはEnglandに倣って同様の政策が施行されることが望ましいとは言っているが、実際にはいかなるやり方で推進されているのであろうか？
- ⑥ “Government Tourism Policy”の第3章で言及されている国際的なコンベンション市場で英国が立ち遅れている（付表AのA5 訪英業務旅行参照）という指摘がなされているが、業務旅行部門に対する活動にはVisitBritainは矢面に立たずに支援・助言のみを行い、新生VisitEnglandが実際の活動を行うこととなっている（Ⅲ(2)参照）が、円滑な運用がなされているのであろうか？

（注1） 政府の財政負担を増すことなく慈善団体（voluntary sector）や地域社会（community）、民間事業者などの力で社会経済政策を充実させようとする試み。中央政府のエリート官僚が指図するのではなく、人々や地域がそれぞれの裁量で社会の改善を進めようとする考え方。しかし、大きな社会を歳出削減と同時に実現させるのは無理だという批判の声もあがっている。

（注2） EEA（（注22）参照）内からのe-passportを保有

する旅行者が英国に入国する際に顔写真を照合するだけで入国できる仕組み。

(注3) 事前に危険度が少ないと看做された旅行者が英国に入国する際に e-passport による生体認証だけで入国できるゲートを導入している空港。

(注4) 英米間で合意された2国間を頻繁に往来する旅行者で信用できるとされた者に e-passport の生体認証で簡単に入国手続きを済ませられる仕組み。

(注5) World Economic Forum Travel and Tourism Competitiveness Report 2009

(注6) Destination Management Organisations は、キャメロン政権成立以前から地域における観光振興を目的とした官民のパートナーシップの対象として各地に存在し、政府及び地方自治体からの多額の投資を得て活動を行ってきた。キャメロン政権成立後は、大きな社会と地域中心主義の考え方のもとにこれまでの過度に公的部門に依存した観光振興手法は近年の政府の財政状況の逼迫と相俟って許されないものとなり、官民のパートナーシップに基づく新たな資金調達方式を希求するに至り、そのための新たな観光組織の設置が必要となり、その一般名称として DMOs が使われるようになった。

(注7) 外務・英連邦省。

(注8) 貿易投資総省(日本のJETROの担っている役割に似る)。

(注9) 英国文化振興会。

(注10) Local Enterprise Partnership は、キャメロン政権発足とともに2012年3月に廃止されたイングランドにおいて設置されていた Regional Development Agencies (RDAs, イングランド全体で8ヶ所に設置されていた)によって実施されていた業務を引き継ぐために設立された組織。地方自治体と民間の事業者との連携のもとに地方の経済案件の優先順位、経済成長の促進、雇用創出を行うことを目的としている。イングランドにおいて39ある。

(注11) 特別な地理的な区域をカバーするために生みだされた形態の休暇旅行(隊を組んでの旅行(caravanning), ボート旅行, 徒歩旅行等)。

(注12) RGF は経済成長と安定した雇用を産み出すための民間部門の投資を促進するプロジェクトや計画を支援するために England において2011~2015年の期間運用されている基金。

(注13) 2010年10月末に発表された地方事業者連合(LEPs)を通じて地方のコミュニティ及び事業者に権限を委譲してその利益に資する制度を運用しようとする政策。

(注14) 観光産業部門の従業員の技量・能力向上のための協議会。

(注15) 冬季にダートムアーにおいて開催される学生たちによる耐久行軍。

(注16) 春分の日の後の満月の次の第1日曜日。

(注17) イングランドの守護聖人聖ジョージを記念する日。

(注18) Regional Spatial Strategy は2004年9月の発足し、地域の長期開発指針の策定、持続可能な開発への関与、地域独自の開発政策の策定、地域の諸問題への提案、地域の住宅開発の枠組み、環境保全指針、地域の交通戦略の策定、インフラ整備等に対する資金投資計画の策定、廃棄物処理計画等を行うこととなっていたが、2010年8月に廃止された。

(注19) Infrastructure Planning Commission のこと。2009年10月1日に設立され、空港、発電所、高速道路、上下水道などの大規模開発に対応する責任を負う組織であった。しかし、キャメロン政権発足後の2012年4月1日に廃止された。

(注20) EU域内をパスポートなしで出入国できる協定。英国は加入していない。

(注21) trusted allies のこと、英連邦諸国及び英国海外領土が対象となる。

(注22) European Economic Area は1994年に締結された EFTA 加盟国が EU に加わることなく EU の単一市場に参加できるようにした条約。

(注23) (注2) 参照。

(注24) (注3) 参照。

(注25) (注4) 参照。

(注26) 'British Tourist Authority Trading as VisitBritain & VisitEngland Annual Report and Accounts for the Year ended 31<sup>st</sup> March 2010' (VisitBritain) の p.1及び p.15参照。

(注27) 'Destination Management Organisations' という組織は、本報告書の作成前から存在しており、2010年3月に発刊された VisitEngland の 'A Strategic Framework for Tourism 2010-2020' の p.15, p.16, p.17, p.21などにおいて地域の観光振興の推進の際の partner として再三にわたり登場しており、"Government Tourism Policy" においても民間事業者やコミュニティ主導の観光組織の一般呼称として使われている。

(注28) British Tourism Framework Review (BTFR) は、2007年10月に DCMS 担当大臣の要請を受けて発足。委員長は VisitBritain の board の議長で、メンバーは VisitBritain の board のメンバー及び3人の学識経験者から構成されている。BTFR は10項目からなる "Achieving the Full Potential of the Visitor Economy" を2009年に発表した。その第4項に England の観光宣伝を推進する責任を負う新たな組織の設置が提案されている。

(注29) 2010年から2020年にかけての10年間にわたる England における長期の観光振興計画。キャメロン政権になって2012年3月に廃止された England に8つ設置されていた 'Regional Development Agencies (RDAs)' が計画推進のパートナーとされている (pp.18-21)。

(注30) 2009年3月に英国経済における観光産業の重要性を認識させるために発足したもので、正式の名称は

‘The Best of Britain and Ireland Travel Trade Forum and Containshite sumer Show’ である。

- (注31) (注28)の“Achieving the Full Potential of the Visitor Economy”の提案の第9項においてロンドンオリンピックの開催において観光振興を推進するための財源として官民からの資金援助を得るよう提言されていることを受けてのこと。
- (注32) 政府補助金の削減額 (p.8) と予算規模の削減率 (p.14, p.18) が合わない。
- (注33) ロンドンのピカデリーサーカス近くの Lower Regent Street にある来英外客に対して VisitBritain の運営する唯一の観光案内所。2010年4月のアイスランドの火山の噴火による火山灰により航空機の離陸が禁止されたとき来英外客が殺到したという。
- (注34) 管理経費を削減して、観光宣伝費の充実強化に充てることとしている。
- (注35) “Government Tourism Policy”の第2章の2.2 目標及び2.4 国内旅行の振興並びに第6章の6.3 国内パッケージ旅行の調査検討参照。
- (注36) 英国外務・英連邦省、英国貿易投資省 (UKTI), VisitBritain, British Council など海外公館や公的機関を通じて英国の多種多様な資産を紹介し、貿易、投資、観光のさらなる促進を図ろうとするキャンペーン。VisitBritain は政府から総額2,500万ポンドの政府補助金を受けて、9カ国 (オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、日本及びアメリカ)、14都市 (メルボルン、シドニー、リオデジャネイロ、サンパウロ、トロント、北京、上海、パリ、ベルリン、ムンバイ、ニューデリー、東京、ロスアンゼルス及びニューヨーク) でキャンペーンを展開している (VisitBritain の News Release (9/2/2012) 参照)。
- (注37) 富永浩吉「第9回観光に関する学術研究論文 ‘観光振興のための財源の確保方策について’」(2003.12) アジア太平洋観光交流センター。

- 2 Development of Tourism Act 1969
- 3 VisitBritain : British Tourist Authority Trading as VisitBritain & VisitEngland Annual Report and Accounts for the year ended 31 March 2010 (15 July 2010)
- 4 British Tourist Authority : British Tourist Authority Trading as VisitBritain & VisitEngland Annual Report and Accounts for the year ended 31 March 2011 (18 July 2011)
- 5 British Tourist Authority : British Tourist Authority Trading as VisitBritain & VisitEngland Annual Report and Accounts for the year ended 31 March 2012” (11 July 2012)
- 6 VisitBritain : British Marketing & 2012 Games Global Strategy 2010-2013 (March 2010)
- 7 DCMS : DCMS Response to the British Tourism Framework Review Report “Achieve the Full Potential of the Visitor Economy” published on 11 February 2009
- 8 VisitEngland : A Strategic Framework for Tourism 2010-2020 (March 2010)
- 9 新井俊一「英国キャメロン政権の観光政策 (DCMS March 2011) について」(1)~(3) (月刊国際観光情報 2012.7~2012.9) 国際観光サービスセンター
- 10 新井俊一「英国の観光政策と観光振興」(ホスピタリティ・マネジメント第2巻第1号) 亜細亜大学経営学部
- 11 新井俊一「英国の1969年観光開発法の概要の紹介と分析」(ホスピタリティ・マネジメント第3巻第1号) 亜細亜大学経営学部
- 12 新井俊一「観光振興論—観光協力等の実践を踏まえて—」国際観光サービスセンター
- 13 インバウンド政策研究会「観光立国推進と政府観光局の役割」(季刊運輸政策研究 No.2, 2011 Summer 及び No.3 2011 Autumn)

参考資料

- 1 DCMS : Government Tourism Policy (March 2011)

(新井俊一 インバウンド政策研究会幹事)